

明治後期における実業教育の展開

時野谷 勝

【要約】 日本の近代的な学校教育体系は、明治政府が政治支配を強化するにもなつて整備されていった。そのために西欧文明の輸入を急ぐ政府によつて、多くは高等の教育機関から設立に着手され、新時代の指導者層の養成に力を注ぐことになつた。従つて近代的・西欧的な学校教育制度と、それに対する一般民衆の適応のしかたとの間には、多くの摩擦と乖離とがみられた。ましてや当時の民衆の生活が、依然として封建的な農村社会の伝統を基幹として展開されていたために、この現象は一層著しく現われることになつた。実業教育の分野は、普通教育とならんで直接に民衆の生活と関係するだけに、このような点に多くの問題を含んでいる。政府は殖産興業政策の一環として、早く高等な実業教育機関の育成に努めたが、日清戦争前後の第一次産業革命以来、初めて中等以下の実業学校が全国的に開設されるようになった。そのばあいでも政府が近代工業の工員養成の学校を奨励したにもかかわらず、現実には農学校が圧倒的に多数を占め、また小学校の教科課程が現実生活と遊離する傾向が強いのに對して、その補習的意味をもつものが多かつた。一つの制度とそれの具体的な施設との間の背反は、その制度が先進文物の急速な移植によるばあいに極めて顕著である。

一

明治政府はその政治支配を確立する過程において、近代的学校教育体系を急速に整備していった。しかし明治時代は西欧文化の積極的輸入のもとに、いわゆる近代化をい

早く成就しようとするだけ、文化のあらゆる分野に少なからぬ混乱が起つたことは否定できない。

ことに教育の部面は、一般的にみて近代国家の権力機構確立の過程において、政治当局者が国家目的の実現をめざして強い統制力を發揮するために、しかも半面また教育の間

題は一般民衆の日常生活と密接に関連しているために、かかる混乱が典型的に起りうるわけである。即ち政府の法的な措置による教育制度の整備ということと、それが現実の国民生活のうちに密着していかんということとの間には、著しい乖離背反が起りがちである。そのうへ明治教育史の場合はそれが国内的条件に基盤を置いて展開されたというよりは、多分に欧米先進国の教育制度ないしは教育思想に影響され、国際的条件との相関関係において推進されたとみなければならぬだけに、かかる背反が一層顕著である。さらにまた近代社会の教育の特徴の一は実業教育の重視にある。即ち産業経済組織の根柢をなす生活行動の諸部門にわたつて、知識・技術の修得が重要視された点に大きな特徴があると考えられる。それ故に実業教育の展開を跡づければ、その時代の歴史全体の推移を明瞭に看取することができるであらう。もちろん普通教育・高等教育・師範教育などの展開においても、同様のことがみられるであらう。しかしこれらの部門は国家的政治的統制が極めて強力であるか、または国民の小部分にすぎない支配者層、ないしは支配者層を志向するものが主として関与するに止

まるといふ理由によつて、実業教育の如くその教育制度を收容する多数の国民の側の立場や意志が鋭敏に反映するところがない。それだけ時代的背景がとらえにくいのではないだろうか。これはあくまで相対的な比較の問題としてではあるが、こうした観点から明治の実業教育の歴史を、単に法規や制度の変遷だけでなく、具体的に実施された姿においてとらえることができるならば、その時代における伝統的文化と西欧的文化、封建的なものと近代的なもの、都市と農村、生活技術と知識学問——時代文化を構成するこれらの諸要素が、互に反撥しまた融合している現実を理解する一助ともなりうるであらう。しかし実際には法規や制度の研究は比較的容易であるが、零細な史料を累積しなければならぬ現実の実施面の究明は相當に困難である。本稿は極めて不備ではあるが、そうした意図での一つの試論である。

二

明治初期の実業教育は、政府の殖産興業政策にもとづく官営工場における技術伝習を出発点としているが、目前の

実務や技術の修得が急務であつて、未だ体系的な学校教育制度の樹立をみるには至らなかつた。明治五年の「学制」においては一応中学校の種類として、正規の上等中学校・下等中学校以外に工業学校・商業学校・通弁学校・農業学校・諸民学校・廃人中学の名称が列挙されているが、これは直ちに実現されたわけではない。また一方工部省をはじめ内務省・大蔵省などの管轄下に、工部大学校・農事修学場（農学校）・銀行学局などが開設されたが、これらはいずれも指導的な実務家・技術者の養成を目的としたものであつた。政府の焦慮した殖産興業ないしは農事改良の政策を反映して、まず欧米先進国の近代文明の成果を移植することが急務とされたために、その成果のもとづくところの基礎的な学理の紹介・研究はむしろ閑却されていた傾向を否定できない。いわば上からの啓蒙運動の一環として展開されただけに、外人教師の招聘による先進国の最高水準の知識・技術の習得に主たる目標がおかれ、その半面汎汎な国民層に対する中等以下の実業教育は全く未着手の状態にあつたといつてもよい。明治十二年九月の「教育令」においても、第七条に「専門学校へ専門一科ノ學術ヲ授クル所ト

ス」との簡単な条文があるだけで、まして中等以下の実業学校に関する規定は全くない。もつとも文部省がその前年に作成した「日本教育令草案」には、専門学校の種類として「但シ農業学校・工業学校・商業学校・外国語学校等之ニ属ス」という但書を付していたが、これは審議の過程において削除されたのであつた。ついで明治十三年のいわゆる「改正教育令」の文部省草案では、「学校ハ小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校・職工学校其他各種ノ学校トス」と規定し「理由、學術ノ生産力ニ関スルヤ大ナリト雖モ、直接ニ其力ヲ現シ又社会ニ実業ヲ起サシメ、専門学校ニ並ンデ学校類中ノ要部ヲ占ムルモノハ職工学校ヲ以テ最ナリトス、而シテ教育令中是名称ナキハ頗ル闕典ニ属ス」と説明を加えていたが、これが元老院の審議において修正され、専門学校のつぎに「農学校・商業学校」が追加された。ところがその後松方財政による経済的不況のため教育界も沈滞したので、明治十八年八月十二日の「教育令」改正に当つて、農学校・商業学校・職工学校をみな削除し、これを専門学校に包括せしめている。かくの如き頻繁な制度の変更のうちに、実業学校はいくたびか浮沈を

くり返している。觀念的には文部省も元老院も中等以下の実業学校の必要性を認めながら、現実の社会情勢が必ずしもその設置を強く要求しなかつたために、結局明治十年代においてはこれが専門学校の中に吸収せられ、初歩の職業教育は暫らく学校教育の系列から除外されてしまつたのである。

がんらい封建社会における職業教育は家族制度および年季徒弟制度による日常生活のうちの訓練に委ねられることが多いが、近代国家の成立に至つてそれが国家的統制のもとに学校教育体系に組織づけられるのが通例である。従つて社会構成が基本的には江戸時代の延長であつた明治初期にあつて、現実の職業教育は大部分徒弟制度と家庭内部での訓練に放置されていたのは当然である。ただ政府が近代国家としての学校制度を移植しようとする場合、重要視されたのは小学校から大学校に至る正系と、教員養成機関である師範学校とであつて、少なくとも中等以下の実業学校に対する認識は極めてあいまいであつたといわねばならぬ。中等以上の実業教育についてのみ、これを専門学校に配列するようになった点も、この時期の政府の殖産興業政策が

模範工場の建設と指導的技術者の育成とに重点が注がれていた事実と表裏一体の關係をなしている。ここに先進文化を急速に移植しようとする後進国の態度をうかがうことができるであらう。

ついで明治十九年の一連の「学校令」制定に際しても、なお実業教育に関する統一的規定の制定をみるには至らなかつた。ただわずかに明治二十三年改正の「小学校令」において徒弟学校および実業補習学校に関する条文を掲げ、^⑤ 高等小学校において農科・商科・工科の専修科の設置を認め、また「中学校令」においても、高等中学校は法医工文理農商などの各分科を設けることをえると規定し、^⑦ かつ十四年改正の「中学校令」では尋常中学校に農業・工業・商業等の専修科の設置を認め、^⑥ 各法令に分散して初等・中等・専門にわたる実業学校の系列が一応条文化されていたにすぎない。しかしながら明治十年代の末から二十年代にかけて、日本の産業経済界は激動の時期であつた。即ち松方財政による深刻な不況、明治二十三年の恐慌などによつて各種の企業が大打撃を蒙つたが、その半面国家資本を中核とする資本の蓄積が進み、政府の富国強兵・殖産興業の

政策にもとづく保護奨励策の結果として、政治権力と結びつく一部特権的な企業を先頭とする近代化の現象が顕著になつた。そして大多数の農民生活は、むしろかかる産業經濟界の発展によつて打撃をうけることが多かつた。後進國が先進文明を撰取する場合、支配者と民衆、都市と農村との間に二極分解的な文化の落差が起るのが通例であつて、明治初期の文明開化はその典型的な例証である。しかし封建農村として温存された当時の農村が、政府の西欧的な近代化政策の打撃をうけることが大であつただけに、それに対応して農村經營や農民生活を改善しようとする努力も認められる。そこに当然かれらの生活の現実に根ざして、素朴ではあるが実業教育への関心が高まり、緩慢ではあるが実業教育施設の整備を推進する動きが現われてくる。明治初期の制度の改変は所詮上からの西欧近代文化の移植的な試みに終つたのに対して、ようやく後半期に入つて眞の実業学校体系が整えられはじめたのは、主として以上のような政府の殖産策と民衆のそれに対する対応の關係にもとづくものと考えられる。しかし制度の外面的な整備と施設の現実的な充実とは必ずしも一致しない。従來の封建的な民

衆の生活が、甚だしく異質的な近代的外國文化を受容するばあいに、いくたの摩擦と抵抗とを惹起するのは当然である。

三

実業学校に関する統一的規定はなかつたが、すでに明治二十年前後から政府官僚の中には西欧にならつて実業教育の振興を主張するものが多くなつた。例えば文部官僚として工業教育の確立に最も尽力した手島精一（後の東京工業学校長）は、明治十九年に「実業教育の振興」と題する一文を発表し、欧米諸國が開明富強の域に達しているのは工業技術の発達にもとづくものであり、工業技術の発達は実業教育の振興によると説き、主としてフランスにおける実業教育の概略を紹介し、ついで日本における実業教育の構想としては、小学校に手工・農業科を置き、かつ徒弟学校・女子職業学校を開設すべきことを述べている^①。また浜尾新も青少年が農工商の殖産に従事しうるようにするため、小学校の教科課程を補う実業補習学校を設置する必要性を唱え、主としてドイツの補習教育制度を紹介し、日本でも職

業と学業とを両立させることができると説き、「方今本邦の農商工を拡張し、産を興し国を富するの道を講ずるは、寔に目下の急務にして固より其方法一にして足らずと雖も、就中技芸教育に基かざるべからず。然り而して大中小の技芸学校整備して其効を完うするを得べし。而して実業補習学校の如きは亦其一に居り、最も簡便にして農商工の実業者に播及せしめ易く、其實際に資し、其補益太だ大なりとす」と論じている。^⑥これらの所説は、殖産・富国のために、従来すでに相当の発達を遂げている中等の実業教育のほか、初等の実業教育の普及発達が必要であることを強調したもので、ことに低度の工業教育による工員養成を主眼としている。しかし当時の社会の実情は「従来実業者の子弟は年齢十二三歳に到れば職工の徒弟となり商家の丁稚等となり、幾分の賃銀を得て口糊を助くるを常とするが故に、此輩をして成るべく右等の実業学校に入学せしむるを期するも、復た遽かに望み難かるべし。」^⑦というように、児童の零細な労働力を家計補助的に必要とする貧窮家庭が大部分であるから、かれらの技芸習得の機会は、依然として江戸時代以来の職人・丁稚の生活に放置されることが多

く、近代的・西的欧な学校教育体系は、一般民衆にとつて無縁の存在と考えられることが多かつた。

このことはひとり実業教育のみでなく、普通教育においても同様であつた。明治初年以來、小学校から大学に及ぶ学校教育体系は、いうまでもなく制度的には機会均等、内容的には近代主義を標榜していた。しかしながら前近代的な生活に拘束されている一般民衆は、学校教育に対する不信の念を拭い去ることができない。観念的には学校教育の価値を認めても、学校の教科課程にもり込まれた萌芽的な近代主義と、家庭における貧困な生活および伝統的な習俗との間に、あまりにも甚だしい断層がみられるために、政府が学校教育を強制すれば、かえつて一層不信と抵抗を強める実情にあつた。例えば小学校学齡児童の就学率は、明治十七年の農村恐慌前後から上昇を阻止され、二十年の就学率は五〇%にも達せず、そのうえ在学からも多数の中途退者をだすありさまであつた。ましてやその教育効果について考えてみるならば、学校という一応組織化された社会にあつて注入された近代的な教科内容は、少なくとも卒業後数年を経過する間に、個人生活の日常性とは無縁の存在に

化してしまふのが一般ではなかつたらうか。さきの浜尾新の所論も、かかる学校教育と現実生活との背反の通弊を指摘したものである。

このような教育界の通弊を匡正する目的で、明治二十六年十一月、第二次伊藤内閣の文部大臣井上毅のもとに、「実業補習学校規程」が公布された。これは二十三年改正の「小学校令」第九条にもとづいて制定されたもので、小学校教育の補習として職業的な課程を規定している。即ち小学校に附設し、修業年限は三カ年以内、季節的に、あるいは日曜日・夜間を利用して、パート・タイムの授業が認められ、その設置・運営ともに地方自治体の自由にかざされていた。しかして実業教育について文部省参事官寺田勇吉が述べるところによれば、かれは産業界の指導者のみ西欧的・近代的な知識・技術を具え、その手足となるべき工員の養成が旧幕時代からならんら進歩してない現状の欠陥を指摘し、「低度の実業教育に於ては技芸の練習を實際の境遇薫陶に譲り、教育は偏へに之に要する知識の伝授並にその知識の応用を指導するを以て足れりとす。即ち実業補習学校の如き、主としてかかる方針を取らんとするものな

り。」¹⁰⁾と論じている。即ち実業補習学校の目的は、井上文相はじめ文部官僚の意図においては、主として工業部門の現場の要員を養成するにあつたことが明瞭である。しかし「実業補習学校規程」が制定されてから、全国各地に続々開設されたこの種の学校をみれば、いうまでもなく農業関係の教科を主とするものが圧倒的多数を占め、商業関係がこれに次ぎ、工業関係は極めて少数であつた。そのうえ教育目的については、例えば京都府下の事例をみると、『尋常小学校を卒業するもの内、さらに中学校や高等小学校に進学するものは少数であつて、他はそのまま地方に居住して実業に就くものが多いが、「思慮薄弱ナルガ為メ知らズ識ラズ地方固有ノ悪弊ニ感化セラレ、在校中習ヒ得タル貴重ノ道義及德行忽チ地ニ落チ、名譽ヲ損フモノ多ク、随テ実業ニ於ケルモ亦然リ。殊ニ農業ノ如キハ従来弊習アル旧法ヲ其儘継続シ、学理ヲ応用シテ改良進歩ヲ図リ、国家ノ富源ヲ培養増殖スルノ精神ニ乏敷、故ニ実業起ラズ、原野開ケズ、養蚕盛シナラズ、田畑ノ收穫ヲ増サズ、山ニ兀山多ク、実ニ慨嘆ニ堪ヘザル次第有之候。』¹¹⁾それ故に小学校教育と相並んで学理と技能を實際に応用せしめ、物産蕃

殖を図り、あわせて地方の悪習を一洗するために補習学校を開きたい』という如き動機にもとづくものが最も多かつた。がんらい文部省としては工員養成を中心とする職業教育振興の意図をもつていたのであるが、小学校教育すら一般国民の生活に密着しえなかつた当時にあつては、文部省側も補習学校の設置は学校と日常生活、教育と労働の並立を求めるものであるとの訓令をだして、従来の小学校教育の欠陥は正という方向をうちだしたのである。結局補習学校の目的は、職業教育と小学校教育の補足という二途を兼ねるものとして理解され、しかもむしろ後者に重点がおかれるようになったわけである。

「実業補習学校規程」については、公布当時から教育界において種々の批評が行われた。即ち小学校に附設されたために小学校教育を乱す惧れがあること、教員は小学校の訓導が兼務して職業教育の実効があらぬこと、収容児童の学力が不均衡で指導が困難であることなどを指摘するものがあつた。また知識と応用の一致をめざす教育は緊要ではあるが実現が困難であることを述べ、「従来の例によれば尋常師範学校に於ける実業科すら、其教授する所は大

抵西洋流のもので、動もすれば本邦の實際に適合せず、折角研究して得たる知識も徒らに実業者の嗤笑を招く材料たりし観なきにあらざ」といつて、実業補習学校においても、西洋流の知識と父祖伝来の習俗と相矛盾しないように注意すべきことを論じたものがある。このような矛盾は、前記のように、明治時代の教育史に一般的にみられた現象である。

ところで実業補習学校の教科課程はすべて実業に適切にして応用に便なるものという立場から選ばれ、一般教養としての修身の如きも「読書ニ附帯シテ教授スルコトヲ得」と規定されていた。教育勅語が出されてから既に三年を経過し、欧化主義対国粹主義の論争も後者の優勢のうちに推移していた時期であつて、明治教育史の通説によれば德育が重視されるべきはずであるのに、かかる修身科の軽視は一応不審とされるであろう。ましてや教育勅語に関係の深い井上毅が、時の文相であるからなおさらである。実際明治二十年代には儒教的な教学思想が近代、的な国家主義と結合して、ドイツ流の理想主義的観念論が優勢になり、従つて教育思想においてもヘルバルト派の人格主義・道德主義

の風が盛んになつたといわれる。しかしながら当時の教育界において、すべてがこうした傾向に一変したとは思われない。大学を頂点とする正系の学校教育は別として、少なくとも実業教育の分野では、それが産業経済と結びついて社会生活の物質的基礎を築くための具体的な努力であるだけに、やはり英米流の啓蒙的功利主義的傾向を完全に棄てたわけではなかつた。もちろん実業補習学校が独自の教育目的をもつものでなく小学校教育の補足として扱われた点にも、修身科軽視の大きな理由が考えられる。また井上毅ら文部当局者は常に富国強兵の立場において実業教育の振興を叫んだのであつて、しかも実業教育機関においては人間の完成というよりは、技術的要員の育成が期待されたのである。これは後に述べる簡易農学校などにおいても同様である。従つてかねて德育の重要性を主張した井上は、富国強兵の立場において矛盾なく実業教育をも推進しえたわけである。このことに関連して、つぎに中等教育機関である商業学校の場合をみてみよう。

四

大阪・京都・名古屋・横浜・神戸など全国各地方の商業学校長は、明治二十二年以来毎年一回東京の高等商業学校において校長会議を開催するのを例としたが、二十六年五月の校長会議には文部書記官小山健三が出席して校長の質疑に對する応答をなしている。^⑨ まず校長側から現行の「商業学校通則」（明治十七年一月制定）に對する不満が表明され、これを廢して「商業学校令」の如きものの公布を希望する総合的意見が提出され、ついで倫理科に關する質問に對して、小山書記官は「倫理科ハ成ルヘク之ヲ置キ忠君愛國ヲ基トシテ商業者ニ必要ナル忍耐勤勉等ノ徳性ヲ養フヲ要ス」^⑩と答えている。文部当局者としては教育勅語の線に則り忠君愛國を掲げてはいるが、倫理科設置を強制するものでなく、かつ忍耐・勤勉等を商業人特有の徳目として強調している。まして現場の校長側からの発言には、忠君愛國よりは近代的な市民道徳涵養の要求が強く出されていることが注意される。すなわち神戸商業学校校長提出の議案として商業修身教科書編纂の件が上程され、その理由説明に、『商業学校は商業経営者を養成する所であるから、商務経理に必須な學術を授けると同時に力を徳性の涵養に用いな

ければならぬ。しかるに今日の商業界のありさまは奇道譎詐が多いので、新商人を養成するために、適当な修身教科書を高等商業学校において編纂すべきである。』という意味のことを述べている。忠君愛国よりは、明らかにイギリス的な市民道徳の涵養を強調しているとみるべきであろう。続いて五日の会議には井上文相が小山書記官を従えて出席、成瀬大阪商業学校長が代表として挨拶を述べているが、その中でも当時の商業教育についての見解が表明されている。「我々ハ我商業ノ盛衰ハ全ク此教育ノ消長ニ因ルモノト信ス。何トナレハ我国ニテハ英国ノ如ク商家ノ丁稚トナリテ順序立タル商業経営ノ方法ヲ学ヒ得ルノ便ナキヲ以テ、是非之レカ学校ヲ設ケテ教養セサルヲ得サレハナリ。……其ノ教養方モ最モ實際ニ適スルコトヲ努メ、専ラ技能ヲ進ムコトニ力ヲ用ヒ、之レト同時ニ商業信用上大切ナル徳性ヲ涵養シ」なければならぬと説いて、商業学校における倫理教育を、同じく商業信用上の観点から取扱つてゐる。学校教育全般に忠君愛国の狂信的な道徳教育が強制されるようになったのは、後記の如く三十年代に入つてからと考えられるのである。

井上毅の答弁も、大綱においてはこれに賛同しているが、商業上の徳義を養ふことの外に第二に「海面の思想」即ち海外発展の氣風を養い、「英国人ノ如ク世界ヲ横行スルノ商人」を輩出する必要があるといい、第三に貯蓄心の養成を説き、「独逸ノ如キハ最モ茲ニ留意シ養成スルヲ以テ皆此貯蓄心ニ富ミ欧州ノ『チャイニス』又ハ『ジニート』ト綽名セラルル程アリテ其力ノ強大ナル、今日英国ノ商業ヲ圧倒スルノ勢ナリ」と訓示している。あたかも十九世紀末、英独を先頭とする典型的な帝國主義の時期に當つて、政府官僚は明らかに英独に追隨して大陸侵略の日程を予見しつつあつたのである。また高等商業学校長は由來文都省の代弁者の立場にあつたが、この會議の議長を勤めた高等商業学校校長事務取扱和田垣謙之は、翌六日、井上大臣の談話を敷衍して、海外発展の精神を養うために、夏期休暇などを利用して朝鮮・上海・香港などに生徒を修学旅行させる案を提議し、また修身教科書編纂については自由貿易・保護貿易・放任主義・社会主義（和田垣は社会主義を國家主義の同義語として用いている）の比較をのべ、現今においては保護貿易と社会主義——國家主義を用いるのが至当であると

説いている。

以上の会議の経過によつても、第一次産業革命の進展を背景として、国家権力の保護のもとに朝鮮・中国に海外市場を開拓する方向が、商業教育においても意識され始めたことをうかがいがいる。明治十九年創立の京都商業学校では毎年一回生徒の修学旅行を実施していたが、二十六年六月には、神戸方面に修学旅行を行つている。その目的は貿易商店の雑貨輸出の状態や輸出入の手続きなどを見学し、かつ神戸製紙会社・川崎造船所・輸出茶再製所・燐寸製造所・日本精米会社等の近代工場を見学し、旁ら生徒の組を分けて、京都から携帯した呉服・帯など織物類および雑貨を行商させ、商取引の実地体験を積ませるにあつた。その際つぎのような旅行日誌の記述が注意をひく。「生徒一同ヲ集メ之レヲ甲乙二組ニ分テ、甲組ヲ十名トナシ乙ヲ九名トス。甲組十名ノ者ヲシテ和服ヲ着ケシメ行商セシム。乙組ハ随意遊歩ヲ許ス。更ニ甲組ヲ二分シ又貨物ヲ二分シテ之レヲ紺風呂敷ニテ包ミ交代ニ負ハシム。」^③学校教育においては制服としての洋服を着ているが、それがひとたび行商の実習というような形で実社会と接触する場合には、江

戸時代さながらの和服に風呂敷包みという姿をせねばならぬのは、単なる服装だけの問題ではない。洋服も他の西洋文物と同様に、官員・軍人・教員など政治権力の座につらなる者から主として普及しはじめた。そして大多数の民衆の生活状態が江戸時代のそれと基本的な差別がみられないくらい低かつたために、支配者層との生活の現象面における懸隔が甚だしくなつた。小学校児童の就学率も極めて低い当時にあつて、中等学校以上の教育を受けうる者は非常に局限されていて、商業学校に学びうる生徒は、将来の經營者・指導者と目されていた。それだけにかれらの制服姿は、一般の人民には親近感をもち難いものがあつたと思われる。伝統的な和服の丁稚姿が行商に必要なゆえんである。

ところでこの修学旅行の終了後、引率教官から校長に提出した「旅行報告書」によれば、その旅行目的とこの当時の修学旅行の風習とを明らかにすることができると述べている。^④その中に「従来ノ修学旅行ハ独リ本校ニ限ラズ各地商業学校ヲ通ジテ恰モ兵士ノ行軍ニ異ナラザルノ感アリ。今回ノ如ク他県ニ至リ行商ヲナスハ勿論、傍ラ商工業ノ諸工場ヲ參觀シ

テ以テ後日ノ参考ニ供スルコトタリトモ、之レヲ実行スルノ点ニ於テハ甚ダ稀ナリキ。故ニ旅行中生徒ハ後日商人タルノ氣風ヲ脱シ、自然兵士ノ風ニ感化サルコトナシトセズ。勿論兵士ノ風紀モ亦国防上欠クベカラズト雖ドモ、本校ノ如ク特種ノ学校ニ在テハ此氣風ガ養成スルハ敢テ目下ノ急務ニモアラザルベキカ。之レ本校カ修学旅行ヲ兼ネ行商ヲ試ミタル所以ニシテ、近來此点ニツキ大ニ鑑ミル所アリタリ。」と記し、かかる見地からかねてより京都市内で行商の実習を行つてゐるが、むしろ生徒の知己が情誼上やむなく買いとる傾向があるので、ことさら縁故のない遠隔の神戸に赴いて実習を行い、しかもその実績は僅少ながらも収益を挙げたと述べてゐる。一般に森有礼による「学校令」制定以来、日本の学校教育は国家主義におおわれ、兵式体操の導入による軍國の風が盛んになつたと説かれてゐる。事実この報告書にもみえるように、学校の修学旅行さえも兵士の行軍と大差ないありさまとなつていたのである。しかし実業学校の如き実社会との接觸の緊密な学校においては、その特殊性を自覚して現實的・功利的精神を發揮してゐることが注意される。政府の上からの近代化の政

策が、教育の分野でも国家主義・軍國主義の風を招いたのに対して、庶民の生活感情を比較的濃厚に伝える実業教育では、二十年代にはまだこうした形でのささやかな抵抗を示しえたのである。

五

井上毅の文相在任は約一年半の短期間であつたが、在任中、実業教育制度の全面的改革に着手した。そのためまず文部次官牧野伸顕を委員長とし、木下広次・木場貞長・手島精一・小山健三らの文部官僚を委員とする調査委員会が設置され、欧米の報告書類を調査して、将来の実業教育の方針について協議した結果、従來の制度の最大の欠点である中等以下の学校、即ち主として地方經濟の範圍に属する各種の実業学校の設置を奨励することとした。かくて明治二十七年六月に「実業教育費國庫補助法」が制定され、原則として学校創設以後五年間、年間予算十五万円（三十二年より二十五万円）の補助金を交付することになつた。井上文相は第六議會において本法案の説明をしてゐるが、これによれば國家の富強のために実業教育、特に最下級の实

業教育を振興する必要がある、中でも工業教育の発達が最も緊要であると強調している。日清戦争を目前にして、これは富国強兵の観点から実業教育に関心をもち、ことに工業生産力の増大を意図したものである。

「実業教育費国庫補助法」が制定されてから間もなく、二十七年七月に「簡易農学校規程」「徒弟学校規程」が公布され、全国各地にこれらの簡易な実業学校が続出することとなった。政府は工員養成のための徒弟学校の育成に力を注ぎ、補助金交付も優先的に扱われたが、やはり全国的に簡易農学校が遙かに多数開設されたのは当然である。ところで「徒弟学校規程」は第一条に「徒弟学校へ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス」とあるほか、教科課程・設立・運営など、ほぼさきの実業補習学校の場合と同様であったが、補助金制度の施行と日清戦争前後の軽工業の発展に促がされて、京都染工講習所・足利染織講習所・伊勢崎講習所・八王寺講習所など各地の徒弟養成機関が学校の名称を唱え、多少とも施設を充実するに至つた。但し当時の職人養成の方法は、数量的にみるならばもちろん江戸時代の旧慣を踏襲するものが圧倒的に優勢であつて、師弟の

契約のもとに七年前後親方のもとに奉公し、雑役のかたわら技術を習得し、年季が明けてお礼奉公をなすなどの形態が一般であつた^⑨。けれども少なくとも染織業や窯業の部門では、組織的な学校教育がはじまり、ことにさきの実業補習学校が小学校教育の補助的性情をもち、せいぜい実業の知識を与えその準備教育を目的とするのに対し、徒弟学校では専門の職業教科と技術を授けることに重点がおかれたのは、実業教育として大きな進歩であつた。具体的な例を京都にとつてみると、京都市の染織業は古い伝統をもつ重要産業であつたので、早く明治十九年に京都市商工組合が染工講習所を創立し、二十四年以来毎年市費千円ずつの補助を受けて経営に當つていたが、二十七年これを市に寄附して市立染織学校が開設されるに至つた。その教育目的は「本校ハ主トシテ染織両業ニ関スル必須ノ教科ヲ授ケ、將來適良ノ染工若クハ織工タルベキ者ヲ養成スル所トス」と掲げられ、授業時数の大部分が専門科目に充たされた。そして翌二十八年三月の報告によれば、創設日浅く未だ成績のみるべきものはないが、近來実業教育の必要性を感じる市民が多くなり、ことに実業家のおもなものは頻りに子弟

の就学を奨励しているので、本校の将来の発展を期待しうると記している。^⑧

ところがこのような初等実業教育機関と現実生活との密着の事実がみられる一方、その反対の事例も決して乏しくはない。例えば京都において府下一円に簡易農学校が設置される気運となつた際、葛野郡太秦村の京都府簡易農学校は二十八年度より開設する計画のもとに文部省に出願したが、それに対する文部省からの通達には、『申請書に記載された学科課程の中で、農産製造の部に麦酒醸造法などの項目があるのは適切でない。また農業経済の部に農場組織および管理とあるのも、農場制の如きは本邦一般の農業において極めて稀有のことで、それよりも本邦農家の生計並びに農業の組織に適切な経済事項を授ける方がよい』と指示している。麦酒醸造の如く大資本と大規模な設備を要するものを簡易農学校の教科に含めたのは、当時の農村生活の実情からみて確かに非常識であるといわねばならぬが、ここにも明治の学校教育が西欧文明の輸入により翻訳的・講壇的な性格をもつていたと称せられる一面がうかがわれる。またこの簡易農学校の教育の実状は、生徒が年齢十四

歳尋常小学校卒業の資格をもつて入学するために「学力不足ノ年少者ニ向ヒ、直ニ喰ハシムルニ専門学ヲ以テセントス。渠レ焉ンゾ充分ニ之ヲ咀嚼センヤ」と学校当事者を慨歎せしめている。しかしながら簡易農学校は、その授業がほとんど直接の農事関係の知識・技能の習得に限定され、農閑期を利用して開くパート・タイムの課程や巡回講話も認められていたので、一般農民に歓迎されたことも否定できない。「人或ハ曰ク簡易農学校へ実習ヲ主トスルヲ以テ地方的ノ好教育ヲ施スモ、普通農学校へ漫リニ高尚ナル学理ヲ説キ所謂机上論者ヲ養成スルニ過ギズ」という世間的な評価は、このことをよく物語っている。以上全く相反するような批判が加えられているのは、いずれも正しい事実の一面を伝えていると思われる。なぜならばそれは産業経済界の発展にともなつて、一般民衆の生活に身近かな初等の実業教育に対する関心が高まつてきたことを示すのであつて、学理よりも応用、知識よりも技術に重点がおかれているところに、民衆の日常生活と密着する点が認められるのである。

六

明治二十年代には政府の欧化主義政策に対抗する民間の国粹主義的主張が、一応政府の専制支配に対する批判的側面をもつていた。しかし日清戦争前後から三十年代になると、国粹主義・国家主義の主張は海外侵略による国権伸張の点で政府支持の方向に転換され、それだけ教育に対する官僚統制が強化されるようになった。もちろんこの時期は政治・社会の不安動揺が顕著になつたときである。日清戦争後、償金の流入と銀相場下落とに刺激された二十八・九年の一時的好況、続いて三十・三十一年の反動的不況、さらに三十三・四年の恐慌と、経済界の激動のうちに社会問題・労働運動が深刻になつていつた。こうした危機の深まりにつれて政府・政党をめぐる支配者層内部の対立抗争が激化したのであつて、例えば三十一年一月の第三次伊藤内閣成立から三十四年六月の桂内閣成立ころまで頻々たる内閣更迭が起つたのも、このことを明瞭に物語つてゐる。ところがこのようにして危機の意識が高まるにつれて、イデオロギーの面における神秘的・非合理的傾向が強化され

るのであつて、教育の分野でも家族国家観にもとづく神秘的な国体論が強調されるようになった。教育勅語が出されてから約十年を経過した三十年代において、忠君愛国の徳育論も一層狂信的要素を加味してきたのである。従来御真影を奉安していた学校は、各府県の代表的な数校に限られていたが、このころから新規の下賜や複写が激増している事実、また各学校の校訓や生徒心得に国体觀念にもとづく抽象的訓誡がもりこまれ、生徒の校内外の生活を嚴重に規制している事実などは、以上の傾向を明らかに示している。かかる国家主義の風潮のもとに明治三十二年二月に「実業学校令」が制定された。これは従来の個々の実業学校に関する規準を一定し、工業学校・農業学校・商業学校・商船学校・実業補習学校などについての法律的な整齊統一を図つたもので、徒弟学校は工業学校の種類とみなされた。ここに明治の実業教育制度は一応完成され、またこれにもとづいて詳細な諸実業学校規程が制定され、続いて三十六年三月には「専門学校令」が公布されて高等の実業教育はこれに包括されることとなつた。そのため「実業学校令」は主として中等程度の実業教育機関を対象とするに至つた。

しかもこれらの中実業学校は、その上級学校との連絡を規定されていなかったために、いわば頭打ちの状態におかれていた。「帝国大学令」「高等学校令」「中学校令」および「専門学校令」が、首尾一貫して、いわば支配者・指導者たるべき教育を可能にしていたのに対し、「実業教育令」は被支配者・技術者の養成を目的とするものであつた。

このような差別視は究極において実業教育を盛んにする途ではなく、立身出世をめざす多くの青少年は、小学校から大学に至る正系の学校教育にあこがれた。文部大臣が「我國の少年は多く袴羽織の官吏を望み、実地の職業を手に取る如き事は嫌悪するの習慣なり。是れ等は我國の工業上頗る憂ふる事なれば、是等の弊害匡正は是れ亦教育の任に当るものの責任なり。」と演説して、実業教育不振の責任を教育者に帰しようとしても、それは實際は教育制度制定者の罪であつた。

つぎに教育内容についてみるならば、「実業教育令」は学科目の排列や教室・実習場・器具・備品に至るまで詳細な規定を立て、それだけ教育に対する国家的規制の面が強く現われている。日露戦争のさなか、三十七年八月に開か

れた文部省主催の実業学科教員夏期講習会において、文部次官木場貞長は講習会終了式に挨拶をして、戦後経営のたぐいに実業教育の必要性を強調するとともに、「我國ニ於テハ兎角学問トイフコトニ重キヲ置キ過ギテ、動モスレバ人物トイフコト信義ヲ重ズトイフガ如キコトニ注意ノ薄キハ、今ノ教育法ノ最大欠点ナリ」と徳性涵養を叫んでいる。

この時期の教育界を通じて人物養成、徳性涵養の必要が宣伝されたのは、既述の如く内外の危機の意識に促がされた点が多い。その際実業教育の面では、しばしばイギリスなどの商業道徳が模範として引用されているが、それは日英同盟の締結についての政治的顧慮にもとづく点も多く、かつその商業道徳の内容は、日本においてはよほど変形して受容されていることが注意される。資本主義興隆期のイギリスにおいては市民社会の歴史に支えられた個人の完成がめざされたが、日本の資本主義は軍国主義的海外発展と表裏一体をなして展開しているだけに、徳性や人物の涵養という叫びは、特に国家的要請に対応すべきものとして考えられたことが明瞭である。木場次官の訓示にも、国家目的遂行への従属性が次のようによく表現されている。「日

本帝国が戦勝ノ効果ヲ永遠ニ収メ得ルト否トハ懸テ実業者ノ双肩ニアリ。所謂平和ノ戦争ハ銃剣ノ戦争ニ継グベキモノナレバ、実業者ノ責任ヤ重シトイフベシ。……今日ノ実業学校ハ実ニ戦後経営上ニ直接貢献スルコト至大至剛ナルモノアリ。」

ところで「実業学校令」制定後も、制度としての整齊は必ずしも実質的な発展をとまわず、全国約三百の実業学校の中、依然として農業学校が最も多数を占め、商業・工業学校がこれについだ。その設備も比較的改良はされたが、政府が最も関心をもっていた工業学校は他の実業学校に比べてことに不完全であり、かつ教員の不足に悩まされていた。全国的にみれば小学校および実業学校に附設された実業補習学校が激増し、土地の状況に応じて比較的自由な教育内容をもっていたために一般に歓迎された。例えば京都府では三十七年の調査では四十四校、四十年の調査では六十四校という数を示している。それとともに注目されるのは、この時期に女子の実業教育が盛んになつたことで、女子技芸学校、女子職業学校などの名称のもとに職業教育を行うものが多くなつた。三十七年に京都府福知山町に開設

された天田郡立女子工芸学校は、染織科生徒定員百八十名を收容し、その設立目的は「冬春二季ニ空手徒過セル婦女ヲシテ各其職業ヲ与ヘバ、他ノ産業ヲ興起セシメ郡内ノ生産力ヲ増進スル一助タラン」というように、農閑期の婦女の労働力を用いて製糸・機織を盛んにし、衰微した郡内産業を振興しようとしたものである。四十年に京都府綾部町に開設された何鹿郡立女子実業学校も、その設立の趣旨は福知山町のばあいと同様で、「往々女子ヲシテ徒食セシムルハ、地方ノ風教ト経済上最モ留意スベキ事項ニシテ」という理由により、裁縫・手芸はじめ農蚕業の新しい技術を教えようとしたものであつた。これらはいずれも婦女子の労働強化によつて農村不況打開の一方法をみいだそうとしたものであるが、それを封建的な婦女観によつて正当づけようとしたところに、この時期における実業教育の性格が最もよく暴露されているのである。

さて文部省では「実業学校令」制定直後、実地教育の任にあるものの意見を求めるため、相ついで商業学校長・農業学校長・工業学校長の会議を召集し、文部省からの諮問とそれに対する校長会の答申が行われた。それによれば工

業学校に関しては「実業学校令」で中等程度の工業学校と従来の徒弟学校とに分けて取扱つてゐるが、校長會議では現行の徒弟学校をさらに乙種工業学校と、貧民の子弟を收容し義務教育に代用すべき低度の徒弟学校とに分けることを答申してゐる。^⑤これは文部省に採用されなかつたが、学校教育にこのような貧富の階級による差別を設ける考え方は、この時期に一般にみられた傾向である。がんらい文部省が「実業学校令」において農業学校・商業学校は甲乙二種に分け、工業学校は徒弟学校と相對して實質的に甲乙二種に分けてゐるのは、甲種は全国画一的に入學資格と學科目を規定して中等程度の実業教育を施すもの、乙種は地方の状況によるパート・タイムの自由な施設で、生徒の年齢も経歴も区々であり、その教科目も網羅的ではなく、その地方産業に適切な一科または教科を置きうるものであつた。従つて乙種の教科が甲種のそれより低度のものとは限らず、場合によつては甲種よりも高い内容をもつものがありうるわけである。即ち甲種は學理を重んじ、乙種は地方の生活と直結するという特色をもつべきものと期待されてゐた。^⑥しかし実情は校長会の答申のように、全くこの趣旨

が理解されず、甲種は中等、乙種は初等というように上下の關係にあるものとして誤解されていたのである。このような制度の実施面における混乱は、実業教育の不振の一面をなしたものと考えられる。

しかしながら日本の実業教育の不振の原因は、根本的には学校教育と実社会の実業界との間にみられる著しい不均衡である。寺田勇吉が明治四十二年に發表した「実業教育の根本的改革論」^⑦は、かかる不均衡を鮮やかに指摘してゐる。その所論の要点はつぎのようである。『自分は学校教育がわが実業界に及ぼせる効果について樂觀説をとることにはできない。実業学校は近年著しく増加したが、その効果は微々として振わない。その原因の第一は実業学校は多大の経費を必要とすること、第二は修業年限が長すぎることである。第一の点についていえば、実業学校が必ず実習場を附屬させるために高価な欧米の器械も備え、かつ高給を支払つて外国から織工まで雇入れてゐるが、しかも世間では実業学校の実習を畳の上の水練と評してゐる位に実用には役立たぬものが多い。学校で精巧な製品が作られることはあつても、時間と経費を惜しまず經濟を度外視して作ら

が理解されず、甲種は中等、乙種は初等というように上下の關係にあるものとして誤解されていたのである。このような制度の実施面における混乱は、実業教育の不振の一面をなしたものと考えられる。

れたもので、実業界に貢献することは少ない。自分がドイツの実業教育を視察したところでは、学問のみを教えていて実習場を備えている所はほとんどない。しかしドイツでは実地の経験者が改めて一・二年の短期間実業学校に入つて学理を学ぶので、大いに効果があがつている。教員もまた必ず実地の経験者を採用している。かくの如くしてドイツは学校経費を節約しながら、しかも非常な好結果を収めて実業界に貢献している。日本も速かに実業教育の根本的改革をなす必要がある。』

このようなかれの観察および推論は一応正しいが、ドイツに倣つて直ちに日本にも同様の制度を施行せよという主張には、大きな論理の飛躍があると考えられる。日本では封建社会における技術的訓練が家庭生活ないしは年季奉公などの個人的なものに委ねられていたが、ヨーロッパではある程度組織的なギルドの訓練の方式がとられていた。まして産業資本主義の発展にともなう工場工業の近代的生产様式の展開につれて、実業教育は社会的要求のもとに顕著な発展をとげた。従つて寺田勇吉がドイツのばあいに観察したように、工場と学校の間には密接な関係が存在するので

ある。ところが日本では近代産業自体が政府の勸奨政策により、西欧文化の移植の結果として推進されている。日清戦争・日露戦争前後の産業革命においても、民間企業がしだいに盛んになつたとはいへ、官営工業ないしは政治権力との結合の密接な企業が近代化の先頭を切つてゐる。そして実業教育制度も同じく政府の富国策によつて、制度的には西欧のそれを採用しながら、上から誘導されたものである。従つて従来明治教育史において説かれてゐることはあるが、産業革命の進行の結果として実業教育が発達してきたというように、単純な因果関係を設定して解釈するのは誤りであるといわねばならぬ。それは制度の表面上の整備に幻惑されて犯した誤謬である。後進国が先進文明と接触し、新しい制度や法規を設ける場合、その解釈や実施の点に混乱が起るのは通例である。産業革命も実業教育も、ともに上から強制されて推進されたものであるために、この両者には内面的なつながりを欠如していた。井上毅が政府当局者の方針は常に工業教育重点主義であつたにもかかわらず、十分の効果があがらなかつたのは、一つはそのためである。寺田勇吉がかかる前提条件を無視して、ドイツ

の制度をそのまま移植して実業教育の改革を叫んでいるのは、その主張自体観念的・講壇的であることを免れない。やはり後進国としての先進文化受容の態度が、かれのばあいにも現われているということができるであらう。

註

- ① 「学制」第二十九章。諸民学校は職業をもつものに学業を授けるところで、多く夜学である。
- ② 文部省「日本教育令草案」第二十五章。明治十一年五月十四日上申。
- ③ 文部省「教育令改正案」第二条。明治十三年十二月九日上申。
- ④ 「改正教育令」第八条に「農学校ハ農耕ノ学業ヲ授クル所トス、商業学校ハ商売ノ学業ヲ授クル所トス、職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス」と規定している。文部省は近代工業育成の立場から職工学校を重視しようとしたが、元老院では農工商の通念により農学校・商業学校を追加したのである。なおこの改正の際、第三十一条に「各府県ハ土地ノ情况ニ随ヒ中学校ヲ設置シ、又農学校・商業学校・職工学校其他専門学校ヲ設置スベシ」と規定し、官立以外に公立の中等程度の実業学校設置勸奨の意図を示している。
- ⑤ 「小学校令」第九条。徒弟学校とはほ前の職工学校と同じく、主として工場労働者の養成を意図したものである。
- ⑥ 「小学校令」第六条
- ⑦ 「中学校令」第三条
- ⑧ 「中学校令」第十二条
- ⑨ 手島精一「実業教育の振興」(明治十九年、雑誌「教育時論」所収)
- ⑩ 浜尾新「実業補習教育の必要」(明治二十二年、雑誌「実業教育」所収)
- ⑪ 浜尾新、前掲論文。
- ⑫ 寺田勇吉「実業教育方針―初等実業教育振興」(明治三十一年、雑誌「実業教育」所収) 寺田は二十三年欧米視察から帰国し、実業教育の急務を説いたが、特にドイツの工場が工場長から職工まで皆教育あるものを用い、それがドイツの工業界の隆盛、国家の富強の原因となつてゐることを論じ、井上毅文相にも入説して「実業教育国庫補助法」の制定をみるに至つたといわれる。
- ⑬ 京都府庁蔵「各省同上申並往復(明治二十八年)学務課」所収「農業補習学校設置之義請願」
- ⑭ 明治二十六年十一月二十二日、文部省訓令第十二号。
- ⑮ 明治二十六年十二月、雑誌「教育時論」所収の評論。
- ⑯ 「実業補習学校規程」第五条ノ第七条
- ⑰ 同前、第四条。
- ⑱ 京都府庁蔵「商業学校一件(明治二十六年)学務掛」所収「明治二十六年五月商業学校校長會議報告書」
- ⑲ 同前、五月三日の會議の条。
- ⑳ 同前、五月五日の會議の条。
- ㉑ 同前所収「実地練習ヲ兼神戸修学旅行日誌」

- ⑳ 同前所収「教諭齋藤軍八郎報告書」（京都商業学校長大坪権六宛）
- ㉑ 牧野伸顕「実業教育の奨励」（明治三十二年雑誌「実業教育」所収）
- ㉒ 文部省「実業教育五十年史」二三八頁所収「東京府下木工・金工年期徒弟の現状」
- ㉓ 京都府庁蔵「明治廿七年中、上下高等小学校美術工芸学校官廳染織学校一件、学務掛」所収「京都市染織学校設置要項」
- ㉔ 京都府庁蔵「市立学校一件（明治廿八年）学務掛」所収「京都市染織学校功程」
- ㉕ 京都府庁蔵「簡易農学校一件（明治廿八年）学務掛」所収「文部省通達」専門学務局長木下広次より京都府知事渡辺千秋宛。明治二十八年三月八日付。
- ㉖ 京都府庁蔵「府立学校一件（明治三十一年一月以降）学務課」所収、京都府簡易農学校長佐藤代吉より京都府知事山田信道に提出された「本校組織変更ニ関スル上申」
- ㉗ 明治三十四年六月三日、全国工業学校長会議における文部大臣菊池大麓の演説。
- ㉘ 京都府庁蔵「教員講習（明治三十七年）学務部」所収「木場文部次官演説大意」
- ㉙ 例えば明治三十五年、中学校長会議における菊池文相の訓示。イギリス人の独立心や円満な常識を賞讃している。
- ㉚ ㉛に同じ。
- ㉜ 京都府庁蔵「実業補習学校一件（自明治三十五年至明治三十七年）第三課」および「補習学校（明治四十年）学務課」
- ㉝ 京都府庁蔵「工業学校（明治三十七年）学務課」所収「京都府天田郡立女子工芸学校取調書」
- ㉞ 京都府庁蔵「農業学校（明治四十年）学務課」所収「郡立女子実業学校設立之義ニ付稟請」
- ㉟ 文部省「実業教育五十年史」四二六頁
- ㊱ 明治三十七年三月八日、文部省訓令第五号。
- ㊲ 文部省「実業教育五十年史」四四二頁

achievements, we take up some points and examine the studies of *Kazan* and *Kokan* on the western learning, especially *Kazan's*, among those who criticized the politics and society of the day from each standpoint by their achievement of the western learning as a current of its history.

Development of the Vocational Education in the Later Meiji Period

by

Masaru Tokinoya

The modern educational system in Japan was better organized with the intensification of political control by the Meiji administration by which many, especially higher, educational institutions were established, to train the leaders of the new age. Therefore, there were many frictions and discrepancies between the European school educational system and the general public. This was much more accelerated by the fact that the public still lived in the feudalistic rural society. In this respect, there are many questions because of the close relation of the common life with the common education as well as the vocational education. As a part of the productive and industrial enterprise policy, the government endeavoured to foster the higher institutions of vocational education early in time, and established for the first time the lower vocational schools all over the country since the first industrial revolution after the Sino-Japanese War. Even in this case, in spite of the government's encouragement of establishing technical schools for the modern industry, actually agricultural schools commanded a majority and many of them were established as a supplement of elementary school curriculum. The discrepancies between one system and its actualization are remarkable in case of the rapid transplantation of advanced civilization.

The growth and reconstruction of the Yuai-kai. (友愛会)

by

Takayoshi Matsuo

The Yuai-kai, (友愛会) which had become afterwards the Japanese Federation of Labor, is the immediate ancestor of the labor move-